

令和8年熊本地震に関する避難所等の建物内での 「取材・撮影可能場所」等の変更について

さて、「令和8年熊本地震」に関する避難所等の建物内での取材・撮影については、2026(令和8)年8月1日付け報道資料「令和8年熊本地震に関する現地取材について」を適用しておりますが、本日(令和8年8月31日(月))より、取材・撮影可能な「対象施設」及び「対象曜日」を次のとおり変更いたします。改めてご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 取材・撮影 対象施設等

	対象施設 (建物内)	対象 曜日	対象時間
1	松橋西防災拠点センター	月・水・金・日	9:00～17:00
2	小川防災拠点センター		
3	小川中学校 体育館		
4	不知火体育館		
5	松橋東防災拠点センター	火・木・土	
6	小野部田小学校 体育館		
7	不知火防災拠点センター		
8	三角防災拠点センター (閉鎖:令和8年8月31日まで)		
10	旧豊野小学校 体育館		
11	宇城市役所庁舎	開庁日	8:30～17:15

※上記以外で取材・撮影を希望される場合は、末尾担当課までご連絡ください。

2 申請方法

避難所等の建物内での撮影・取材を行う際は、事前に次のフォームから申請してください。

本申請は、許可制ではなく届出制とし、申請をもって取材・撮影を可能とします。

<https://logoform.jp/form/432130/1726244>



3 留意事項

- (1) 避難所及び市役所庁舎の建物内での撮影時は、避難者の顔が映り込まないようにご配慮ください。
- (2) 避難者への直接、取材・撮影を行う場合は、必ず本人の同意を得た上で、同意をいただいた本人のみ映るように撮影してください。
- (3) 庁舎及び避難所内外では、報道機関関係者であることを示すため「腕章」の着用をお願いします。
- (4) 各建物の屋外での取材・撮影の場所等に制限はありませんが、状況次第では、今後制限する場合があります。
- (5) 市役所庁舎を撮影する際にパソコンの画面等業務に関する情報が映り込まないようにしてください。

(6) 取材クルーの交代時には本件についての確実な引継ぎをお願いします。避難所への飛び込み取材などの事例が確認されています。避難所内でのトラブル防止のため、ご協力をよろしくお願いします。

※本内容は、今後状況に応じて変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ 企画振興部広報統計課（課長）小野田（係長）能満
（担当：広報係）
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1902(直通) FAX:0964-32-2222